

76

トツレフンハ新革

特277

特277-819



*76W10758 *

819

第一輯

赤松克磨著

憲政再建論

自由主義憲政の清算
全體主義憲政の樹立

皇國農民自治聯盟發行



始



謹告

今回、我が皇國農民自治聯盟は廣く全國に同憂の士をもとめ、その御参加を得るための一助として「農村革新パンフレット」の刊行を續けることになりました。

時局の重大性は日と共に加はりつゝあります。日本は今や皇御國のみがもつ世界的大使命の第一歩をふみ出してをります、今後長期につゞく、この聖業を遂行するために先づ國內諸般の根本的立直しを絶対に必要とされてゐます。

國の立直しは先づ村の立直しから始まる。村の立直しは役所の指導や援助だけ頼つたのでは駄目である、現に今迄の例を見ても何一つ地についた力強よい運動が起つてゐない。文字通り皇土を守る村人が一致團結して自からの力を畜積して行ふところに村立直しのほんものがある。我が國体を生活し得る眞日本の建設は必ずや、野良の裡から盛り上つて來ます。

我等のこの眞卒なる氣構へに御鞭撻御聲援下さる意味に於いてさゝやかに始めました刊行物發行に對しましても御配慮を切望致します。第一輯は我が聯盟と一心同体たる日本革新黨の黨務長たり代議士たる赤松克鷹先生に特に御執筆を願ひ日本憲政の正しい認識を與へてもらいました。

昭和十三年九月五日

皇國農民自治聯盟本部

土印乙印
謹告

赤松克鷹著

(農村革新パンフレット第一輯)

憲政再建論

皇國農民自治聯盟發行

目次

一、時代の推移……………(一)

二、自由主義憲政の破産……………(四)

三、自由主義憲政の本質……………(七)

四、全體主義との矛盾……………(一三)

五、日本憲政のイデオロギー……………(一四)

六、日本議會の職分……………(一九)

七、憲政と政府……………(二二)

八、議會制度の改革……………(二四)

76W10758



憲政再建論

一 時代の推移

滿洲事變を契機として、日本が従來の自由主義的世界平和體制に對する追隨主義を清算し、敢然として民族主義的なコースを踏み出すに至つたことは、對外關係に於て劃期的變化を呈すると共に、國內的にも重大な變化を生じて來た。しかして其の重大な變化は現に尙ほ一定の方向に向つて着々と進行中である。かの既成政黨の没落の如きも、

その重大なる變化が政治體制に起つた一個の結果的現象に外ならぬ。既成政黨が政權的地位から顛落したことに就き、世間ではよく彼等の腐敗墮落を原因として擧げるが、それは決して根本的原因ではない。根本的原因は倫理的のものではなくて、明かに時代的のものである。時代は正に自由主義から全體主義へ轉向しつつあるのだ。従つて自由主義的政治體制の所産である既成政黨が全體主義的政治體制を要求する時代に不適であり不要であり、むしろ却つて妨害的存在と化しつゝあるは當然である。この時代不適性が既成政黨沒落の致命的原因であることは論を俟たない。

しかるに既成政黨の諸君は時代の推移を知らず、立憲政治といへば

自由主義的立憲政治を唯一のものとして考へ、彼等の黄金時代は既に去つて再び歸らないことを悟らない。そして彼等は徒らに憲政の危機を叫ぶ。或者はかうした憲政の受難時代は非常時局によつて生じた一時的變態のものであるから、熱い湯に浸つた思ひで暫らく我慢すれば、再び過去の華やかかなりし時代に復歸するだらうといふ儚ない希望に自慰を求めて居る。しかし歴史の潮流は斷じて逆流するものではない。封建時代が再び歸らない如く、自由主義も再び歸るものではない。自由主義の文化は、その政治も經濟も道德も藝術も、すべてその歴史的使命を果たして過去の霞の中に退きつゝあるのだ。この歴史的な大勢を達観せずして、徒らに朽廢したイデオロギーに固着せんとするものは、

時代の潮流から置き去りを食ふ他はない。

二 自由主義憲政の破産

今日の立憲政治が一種の變態的狀態に陥つて居ることは事實である。しかしこの變態狀態は憲政そのものの没落を意味するものではなくして、自由主義的憲政から全體主義的憲政へ移行する過渡期を示すものと解すべきである。従つて過渡期に特有の混迷と煩悶とはたしかに存在する。歴史の新しい展開はしかく簡単に安易に進行するものではないからだ。しかし我我はこの混迷と煩悶の試練の中にあつて、次の新

しい段階を志向しなければならぬ。それがためには既に時代不適性を暴露した自由主義的憲政の本質的缺陷を適確に把握してかゝらねばならぬ。しかして自由主義的憲政に對する批判はその理論的母胎たる自由主義政治學に對する批判より出發しなければならぬ。

歴史的に見れば、自由主義の發生は專制政府に對する個人の反抗に始まる。封建的專制政府に對して、個人の自由と權利を主張し、國家權力といへども正當の理由なくしてこれを侵害すべからざることを原則とするものである。自由主義は個人主義の哲學だ。個性の價値を最高の王座に祭り上げた個性至上主義の哲學だ。従つて國家主權の最高性と一元性を本質的に否認するものだ。個人が主であつて國家が從て

ある。國家は個人の獻身と奉仕との對象ではなくして、個人の自由と權利とを保護し調整することを職能とする權力機構と見るのである。

自由主義の經濟的表現が資本主義である。資本主義は個人の營利行動の自由と私有財産の自由とを基礎原則とする。國家は個人の經濟活動に對する干渉を最少限度にとり、唯だ各人の營利的自由競争の合法性と私有財産の安全性とを保護すれば足れりとするのである。故に資本主義は經濟的自由主義であり、經濟的個人主義である。公益を私益より優先せしむる經濟的全體主義と根本的に立場を異にする。

自由主義の政治的表現が所謂政黨政治であり、既成政黨者流の主張する憲政常道論である。政黨政治は輿論政治といはれる。輿論は各人

の自由な政治意志が最も多量に反映して構成されたものである。具體的にいへば、選舉に於て最も多數の代議士を獲得した政黨が政權を掌握する政治形態が自由主義の憲政なのである。表面の理窟は一應通つてゐるけれども、その實際はどんなものであつたか過去の經驗に徴して検討して見る必要がある。

三 自由主義憲政の本質

自由主義政治體制下にあつては幾つかの政黨が存在して自由競争の立場に立つて居る。換言すれば政黨政治は二個以上の政黨が對立して

政權争奪を行ふことを豫定する政治形態である。しかして英國の憲政を模範とする人々は、政界に二大政黨が對立して、交互に政權を授受する形式が一番理想的だと信じて居る。こうした二大政黨主義は我國に於ては大正十三年加藤高明内閣が組織されて以來、犬養内閣が五一五事件により瓦解するまで、實行されたのであるがその實績は國民に甚だしい失望を與へたのであつた。

斯くの如き政治形態の第一の特徴は、政争の苛烈である。一方の政黨を中心として内閣が成立すれば、他方の政黨は事毎に反對闘争を行ひ、内閣打倒運動に熱中する。議會なるものは國政を審議する機關といふよりは、政權争奪戦の最大のステージである。反對黨は有らゆる

手段を弄して内閣打倒を試み、政府並に政府與黨はまた有らゆる精力を傾けて反對の攻撃を防止し、以て一日も長く政權を維持せんとするのだ、故に政黨政治に於ては、政權争奪の攻防戦が憲政の基調を成すといつても過言ではない。

選舉は國民の意志を表現する最大のそして公正なる機會であるべきであるが、政黨政治下に行はれる選舉は、公正に民意を問ふどころではなく、買収と干渉の不法手段によつて民意を偽造する方法である。故に選舉は權力と金力とを握る政府黨が勝利を博するに相場が決まつて居る。苛烈なる政争下に於て、選舉の公正を期待することは絶対に不可能である。輿論が政府を支持して居るといふ立憲的な體裁を整へ

る紛飾行爲が選舉と見れば間違ひない。最近選舉肅正が着々實行されて、多年に亘る宿弊が清掃されつゝあるが、これを實行したものは官僚内閣であり、また官僚内閣だからこそ、選舉肅正工作をやり遂げたのである。若し假りに將來再び政黨内閣時代が到來するとせば、選舉の腐敗も亦昔の状態に逆戻りするであらうことは明白である。

公正なる國民輿論を發見することを目的とする選舉が自由主義政治體制下において公正を保ち難いとするならば、自由主義政治イデオロギーは致命的缺陷を有するものと觀なければならぬ。しかしてこの致命的缺陷は、苛烈なる政争に必然的に伴ふところの手段を擇ばざる結果である。かつて大養毅氏は『現代の政黨は政權争奪株式會社である。』

と喝破したことがあるが、營利會社が會社の營利に汲々たる如く、政黨は黨利黨略を中心として一切の政治行動を行ふことになる。つまり政黨は政權欲を中心結ばれた政治會社に墮してしまつて、國策を審議し國策を行ふ公的性質を没却して居る。従つて彼等の政治行動は、理想を失つて低級な功利主義に陥り、我黨の大臣や植民地總督を作つて權勢欲を満足したり、許可事業を利用して私服を肥やしたり、鐵道や港灣や河川等の諸事業を利用して黨勢擴張をやつたりすることに専心するのである。

四 全體主義との矛盾

斯くの如き政黨政治が國運の進展を政治の第一義とする國家全體主義と矛盾することは明白である。

第一、政黨政治は國家の全體性を没却して、黨利黨略に走ると共に、地方的部分的利害觀念に拘泥する傾向を有する。國民の政治意識を高き國家的理想に引上げることを忘れて、國民の部分的なる功利意識に迎合し又は助長することになる。

第二、政争の苛烈により政局が安定性を缺き、従つて政權維持が短

期的となり、長期の國家計畫を行ふことが不可能となる。即ち政府が弱體化して、強力にして一貫したる國策を遂行することが出来ない。

政黨政治の弊害を最も暴露して居るのはフランスである。フランスは自由主義革命の曉鐘を世界的に鳴り響かした歴史的國家であるが、この國家が自由主義政治體制の弊害に最も深刻な煩悶を感じつつあるのは皮肉である。この政治機構に於ては、議會の地位は神聖視され、各政黨の黨略的跳梁が甚だしく、そして何等の制裁を受けないのである。政府は激烈なる政争のため常に短命に終り、僅か二ヶ年のうちに六個の内閣が更迭する有様である。かくの如き短命にして弱體なる政府と横暴専恣なる議會とを有する政治體制を以てして、到底高邁にし

て強力なる國策を遂行し得ざるは當然である。最近フランスの國力が低下し、國民的意氣が衰へ、颯爽として起ち上つた隣邦の全體主義國家ナチス・ドイツの迫力に壓迫され氣味であるのは蓋し必然の成行といふべきである。

五 日本憲政のイデオロギー

伊藤博文は帝國憲法の起草者であり、また政友會の創立者でもあつて、國家の元老としては最も憲政に貢獻した一人であるが、彼れは日本の憲法に就いて次の如く語つて居る。

「外國の憲法は多くは上下の軋轢に成つたものである。而して我國の憲法の成つた所以はどういふ譯かといふと、國力を歸一し上下一致の力を以て、此の昭代の日本國を保つための必要から起つて居るので、即ち君民合體しやうといふ目的から起つて居るのである。それを學者或は政論を主張する者が往々誤解して、ヨーロッパの憲法の歴史や其の有様を學ばんと欲するのは、何等の狂者か實に驚き入つたことである。」（明治三十二年四月十二日長野市城山館に於ける演説の一節）

日本の憲政運動の最初は、藩閥官僚に反對する自由主義運動から起つたのであつて、當時の自由民権論者は西洋諸國の思想的影響を受け

て居るが、憲政の實施に當つた伊藤公等の腦裏には、自由主義憲政のイデオロギーよりは全體主義憲政のイデオロギーが存在したことは見逃せないのである。即ち日本の憲政は國力を歸一し、一君萬民の國體を益々明徴にし、これを以て國運の進展に寄與しやうとするものであると伊藤公は考へたのである。従つて幾つかの政黨が對立して、國事を忘れて政權爭奪に没頭するが如きは、日本憲法の豫想せざる所と見て差支ない。

また伊藤公は黨派的軋轢に就いて次の如く語つて居る。

『私は春來各地二三縣歩いて見た所が實に意外の事に遭遇することが多い。黨派軋轢の結果、或る所に於ては水害があつて、異常なる

困難を蒙つて居るにも拘はらず、縣會や何か多數の勢力を占めて居れば、その復舊工事すらさせぬといふことになつて居る。甚だしきに至つてはその弊害といふものが實に見るに忍びざるものがある。遂に斯くの如くにして行き居ると、黨派の軋轢の結果が到頭敵討ちの政治になりはせんかといふことを恐るのである。甲の黨派が勢力を得て居る時には、己れ獨りを恣にし、而して其の勢力が失したといふ時には、乙の黨派が政治を執つて、豫て酷い目にあつた敵討ちをする。敵討ちをするには封建時代には矢來を結つて其中でやつたが、日本帝國の議會をして矢來を結つた所の敵討場の如くされては堪らぬと考へるのである。此等は政黨も自ら省みて改良

する所がなければならぬ』(明治三十二年五月十五日、大分市蓬萊館に於ける演説の一節)

我國は幕末以來、絶えず歐米列強の東方侵略の壓力を受けたので政治の指導階級はこの壓力に抗しつゝ、國力の發展を圖つて來た結果彼等の腦裏を強い國家主義が支配したことは必然であつた。従つて時代の要求に應じて憲政を實施するについても、國家主義に適合した憲政を希望したのである。伊藤公等が明治天皇の御沙汰を受けて、憲法調査のため歐洲に赴いたとき、自由主義國家たるイギリスやフランスよりも、國家主義のドイツの憲法を最も參考にしたことは、今日の時勢から見ても、意義の深いことである。

六 日本議會の職分

日本國家が皇室を中心とする一國一家の血縁的共同體であることは更めて説くまでもない。この典型的な民族共同體を強化し發展するために、國民翼賛の制度として憲政が實施されたものと解すべきである。故に日本の憲政は一國一體の國體精神を具現すべきであつて、政府と政黨が抗爭し、また幾つかの政黨が對立して政權爭奪を演ずるが如きは、帝國憲法の精神を冒瀆するものでなければならぬ。況んや日本憲政を以て西洋流の政黨政治と解するが如きは思はざるの甚しきもので

ある。

日本憲法の精神に立てば、帝國議會は政權爭奪の舞臺より純正なる國民翼賛の府に歸らなければならぬ。議會は一切の政權欲と利權欲とを清算して、正しい民意を代表し、以て天業翼賛の赤誠を致すべきである。こゝに日本的議會の本質がある。日本的議會は、議會で多數を占めれば政權が取れるといふ性質のものではなく、どこまでも國政を眞面目に批判審議することが本質的職分でなければならぬ。若し代議士の中に優秀な人物が居れば、閣員に列せられることも差支ないが、そして代議士から閣員に列することは國政の圓滑なる運用上、望ましいことでもあるが、しかし英國流の政黨内閣制は我が憲政に於て採用

さるべきでない。帝國議會は與へられたる機能を強く正しく發揮して、政府の施政に對して嚴正公平なる批判と檢討と進言を致し、以て政府を督勵鞭撻し、益々國運の進展に貢獻すればよいのである。若し政府にして無爲無能若くは失政續出の場合は、議會は斷乎として政府を彈劾し、より善き政府の出現を期すべきである。

七 憲政と政府

自由主義憲法論者は『議會中心主義』といふことを主張するが、全體主義憲法精神からいへば、議會中心主義は誤謬である、就中日本

憲法の本質からいへば、天皇の御信任遊ばされる政府が憲政運用の中心であるべきだ。議會中心主義は政黨中心主義であり、その結果が黨利黨略の政治になることは前に述べた通りである。しかし政府中心主義といつても、決して官僚政治を肯定するのではない。官僚政治は民意を無視した權力政治であつて、立憲政治と全く對蹠的地位に起つものである。

全體主義憲政の要求する政府は次の條件を具備すべきである。

(一) 強力性を有しなければならぬ。この強力性といふのは、ただ強大な權力を持つといふ意味ではなくて、國策を斷行する敢爲なる氣魄を意味する。そして絶えず内閣が更迭して、政局が常に不安に陥るこ

となく、一定期間内閣が腰を落ちつけて政務を遂行すべきである。

(二) 総合的國策を用意すべきである。それがためには企畫院の如きものをモット充實擴大し、文官任用令に囚はるゝことなく廣く民間の人材を吸収し、以て最も優れたる調査機關を有しなければならぬ。

(三) 民意を尊重し、民意との間に十分なるつながりを持つべきである。理想をいへば、政府は組織された國民と融合すべきである。しかば組織化された國民とは何かといふ問題になるが、これについては筆を改めて説くことにする。

前述の如く全體主義憲政は政府中心主義でなければならぬ。正しい政府、正しい議會、正しい國民との有機的協力によつて、始めて正し

い憲政の花が咲くのである。

八 議會制度の改革

日本憲政の再建のためには、現行の議會制度に一大改革が加へられなければならぬ。議會制度の改革に就いて世上多くの意見が發表されて居るが、私見を以てすれば衆議院改革に於ては、選舉公營を徹底して、選舉費用を最小限度に低減し、人格識見の高き人々が容易に議會人となり得る道を開くことが根本的方法である。情實因縁と物質とによつて築き上げられた既成選舉地盤を崩壊させることが最も肝腎である。

貴族院改革に於ては、華族議員の半減、世襲議員制の廢止、勅選議員の任期制、多額議員の廢止、職能及び専門議員の設置等が重なるものである。衆議院は一般國民の正しき代表者を以て構成し、貴族院は既成概念により貴族の代表といふよりは、國民の中の頭腦的貴族の代表を以て構成する方向に改革すべきである。

現行の議會制度が改革されることは憲政の再建に拍車をかけることは明瞭であるが、これは結局制度の改革であつて、制度の改革のみを以てしては、憲政再建の完全なる目的を達することは困難である。自由主義政黨は議會制度の改革によつて打撃を受けるであらうが、それは打撃といふ消極的效果にとゞまる。積極的にして建設的なる意味に

於て自由主義憲政を全體主義憲政へ移行さすためには、かつて明治初年に藩閥に對する自由民權運動が國民大衆の間に澎湃として涌き起つたやうに現下の國民大衆の間に全體主義的革新運動が捲き起らねばならぬ。この一大國民運動の發展が制度的改革と相俟つて、始めて全體主義憲政は確立を見るのである。その結果として自由主義政黨は路傍の小石の如く蹴散らされるのである。

民意暢達の無き所に憲政の發達は無い。かつては既成政黨によつて民意の暢達された時代もあつた、しかるに其後既成政黨は歪曲された民意の暢達を圖るやうになり、時代の要求する正しき民意暢達者としての適格を喪失してしまつた。しかるに時局は益々國家の全體主義體

制の強化を要求して居るに拘はらず、既成政黨に代るべき新しき革新勢力の國民的結成を見るに至らない。こゝに我國現下の變態的政情が現出した譯である。國家未曾有の重大時局に直面し、しかもこの時局は日支事變終了後といへども長く續くであらうが、この難局は政府の手腕力量のみによつて突破し得るものではなく、國民の積極的協力を俟たねばならぬ。國民の積極的協力は正しい民意の暢達する全體主義憲政の實現によらねばならぬ。憲政の再建の一日も速かならんことを熱望する所以である。(完)

聯盟規約

二八

- 第一條 本聯盟を皇國農民自治聯盟と稱し。本部を千葉縣山武郡公平村におき、中央事務所を東京市麴町區永田町一ノ三一 日本革新黨本部内におく
- 第二條 本聯盟は肇國の本義に則り皇道政治を確立し、大地と共に生きる農村民の固き團結にして自治共働により農本社會の建設を期するを以て目的とす
- 第三條 本聯盟は本聯盟の趣旨に賛同する意志鞏固なるものを以て組織す
- 第四條 本聯盟はその使命達成のため左の事業を行ふ
- 一、農村民の啓蒙運動
 - 二、農村更生の合法的實際運動
- 第五條 本聯盟の經費は會員一人一ケ年三十錢以上及び特志の寄附による
- 第六條 本聯盟に左の役員をおく

會長	一	名
顧問	若干	名
評議員	若干	名
常任委員	十	名
理事	若干	名

その他各支部に正副支部長をおく

第七條 理事は各支部長の推薦にして、常務委員は理事の互選、會長、評議員、顧問は常務委員の推薦とす

役員の任期は各二ケ年とす 但再選を妨げず

第八條 本聯盟に左の部門をおく

宣傳部、企畫部、組織部、調査部、研究部、出版部、配給部、醫療部、法律相談部
編輯部、常務部、漁村部

二九

第九條 聯盟委員五名以上ある府縣町村に支部をおく

第十條 本聯盟は毎年一回大會を開き聯盟の方針を決定し、尙必要に應じ臨時大會を開催す

第十一條 本聯盟の各事業に就いての細則は別に之を定む

第十二條 本聯盟規約は大會に於て出席聯盟員半數以上の賛成あれば之を變更することを得

第十三條 本聯盟員にして、本聯盟結成の主旨に反するものある時は常務員會の決議により會長之を除名す

切取線

入會申込書

私儀皇國農民自治聯盟ニ加入致度此段及申込候也

昭和 年 月 日

縣 郡 村町 番地

印名氏

年 月 日生

皇國農民自治聯盟會長 石橋 彌殿

昭和十三年九月二日印刷納本
昭和十三年九月五日發行

(定價十錢)

著者 赤松克麿

千葉縣山武郡公平村道庭二九三

發行人 石橋彌

東京市芝區田村町五ノ十三

印刷人 兼平小治

發行所

皇國農民自治聯盟出版部

本部 千葉縣山武郡公平村道庭二九三
中央事務所 東京市麴町區永田町一ノ三一

終

【第 1 冊】